

三世代同居に対応した住宅リフォームを行う場合の特例措置の創設(所得税)

「希望出生率1.8」の実現に向けて、世代間の助け合いによる子育てしやすい環境整備を図るため、三世代同居に対応したリフォーム工事を行う場合に、税制上の特例措置を講じる。

施策の背景

三世代同居に係る政策上の位置付け

少子化社会対策大綱

「世代間の助け合いを図るための三世代同居・近居の促進など多様な主体による子や孫育てに係る支援を充実させ、子育てしやすい環境を整備」

まち・ひと・しごと創生総合戦略

「三世代同居・近居」の希望の実現に対する支援等に取り組む必要がある」

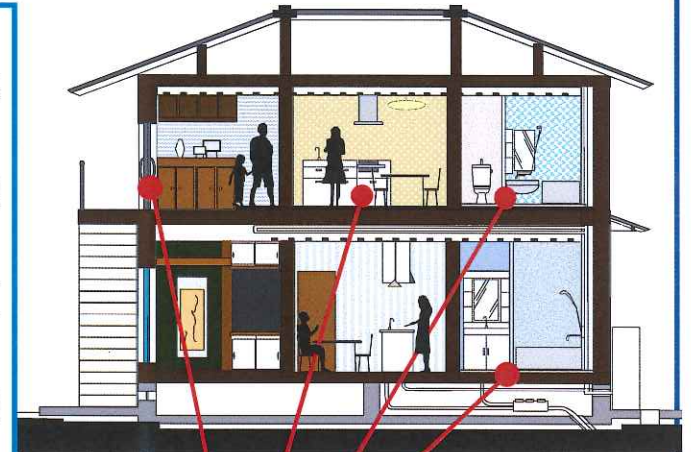
新・三本の矢(一億総活躍国民会議)

<第二の矢>「夢をつむぐ子育て支援」

希望出生率1.8がかなう社会の実現
子育て支援 - 三世代同居・近居の促進

三世代同居に係る現状・課題

- 子育て世代である30～40歳代の約20%が三世代同居を理想の住まい方と考えている。
- 一方、三世代同居世帯は274万世帯(全世帯の5.2%)にとどまる。
- 住宅を三世代同居とする場合にはキッチン、トイレ、浴室又は玄関を増設・改修することが一般的。
- 三世代同居仕様とするためには、おおむね250万円のかかり増し費用が必要。



三世代同居対応工事

キッチン・トイレ・風呂・玄関の増設



キッチンの増設



玄関の増設



トイレ・浴室の増設

要望の結果

○三世代同居に対応したリフォーム工事を行う場合に、以下の特例措置を講じる。

(キッチン、浴室、トイレ又は玄関のうち少なくとも1つを増設し、いずれか2つ以上が複数箇所ある場合)

1. リフォーム投資型減税(所得税)

- ・対象工事に三世代同居対応工事を追加
- ・工事費等の10%を所得税額から控除 (対象工事限度額250万円)

2. リフォームローン型減税(所得税)

- ・2.0%対象工事に三世代同居対応工事を追加
- ・ローン残高の一定割合を所得税額から控除

	限度額	最大控除額
耐震	250万円	25万円
バリアフリー	200万円	20万円
省エネ	250万円	25万円
三世代同居	250万円	25万円

控除率	対象工事限度額	最大控除額
2.0%	バリアフリー・省エネ・ 三世代同居 工事限度額	62.5万円 (5年間)
	250万円	
1.0%	その他工事限度額	750万円

○適用期限:平成31年6月30日まで